

(オールドスクールからの)  
池田喬・堀田義太郎 (2022)  
『差別の哲学入門』へのコメント

江口聡\*

京都生命倫理研究会

2022/06/25

## 1 全体の構成

- 第1章では差別の定義の問題を扱う。差別の不利益テーゼ「差別とは、人々の間の何らかの特徴に基づいて区別をつけ、その一方にのみ不利益を与える行為である」(p.26)を叩き台にする。差別を定義するには歴史を参照する必要がある、という結論か
- 第2章では差別がなぜ不正であるかを、心理状態説、害説、自由侵害説、社会的意味説の四つの説を比較しながら論じる。差別がなんであるかだけでなく、その不正さを考えるにも歴史的考察が必要だ、という結論か
- 第3章では「なぜ差別がなくならないか」。統計的差別その他の差別の正当化・合理化、マイクロアグレッションと被害者非難、潜在的（無意識的）偏見などの問題があげられて、対抗策としての接触理論の援用が語られる
- 明晰で丁寧な叙述でたいへん勉強になった。問題はもちろん重要であり、社会的な意義も大きい。多くの人に読まれることを期待している。
- 3章しかないというのはあつかいにくかった。3部構成にしてさらに章に分けてほしかった。

## 2 抜けている前提

1. 本書はのっけから「差別とは何か」という哲学的な大問題に突入するわけだが、その前に確認しておくべきことがいくつかあったように思う。まず差別に関する議論の法的なレベルと、道徳的なレベルの区別や、組織や制度のレベルの話と、個人の行動や思考のレベルの区別をしてほしかった。
2. 差別が不正であり避けられるべきであり可能なら根絶されるべきであることはほとんどの人が認めるし、「君は差別をしている」「お前は差別者だ」という非難は現代社会では重大な非難であり、我々がそう非難されることを避けたい事態の一つになっている。非難されるべき「差別」がどういうものである

---

\*eguchi.satoshi@gmail.com

べきかはまさにそうした非難の正当性にかかわる。

3. 法（実定法）から各種の差別を消去しようとする事自体は難しくなくはずである。世界人権宣言第1条「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」第2条「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」日本国憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」。「差別」は「人を、正当な理由なく、属性や信条を理由に不利に扱うこと」ぐらいが標準的な理解のはずだ（「標準的な差別の定義」としておく）。
4. 難しいのは、法的・形式的には平等であっても、実質的には不平等や格差が生じ維持され、場合によっては形式的には平等な法によって、かえって格差や不平等が強化されることさえあるかもしれないという点にある。実質的な不平等、実質的な差別をいかにして注意・摘発し是正するか、が差別の問題だと理解してよいだろう。
5. 特に争いがあるのは、（記述的な意味での）差別を許容する**(1)「正当な理由」はどのような理由でありえるか**、だろう。もう一つ重要な争いは、差別に関してではなく、むしろ差別や、実質的な格差および不平等を是正しようとする法的・制度的な試み（典型的にはアフーマティブアクション（AA））がそれ自体として（記述的な意味で）「差別」かもしれない点にある。すでに存在する（そして一部で拡大しつつある）格差や不平等を是正するための法的・制度的な試みは全体として望ましい意図にもとづくものかどうかは疑えないが、**実質的な差別や不平等の(2)是正措置そのもの、特に人々の活動や言論の制限が自由と平等という価値そのものに反してしまわないか**ということを検討する必要がある。私が見るところでは、差別の哲学（法哲学）で争われている諸問題の多くは(2)にかかわっている。早い話が、グループに対する差別を禁止したい（当然）が、グループ格差・不平等を是正するための差別は正当化したい、そうした動機が我々にある。そしてそのために平等な法制度そのものに対する反省も必要になる、ということだ\*1。また、近年のSNSの普及で目立つようになったヘイトスピーチや、その微細な亜種と見られるようになってきた「マイクロアグレッション」を、不当で悪質な差別行為として理解したいという動機もあるように見られる\*2さらには各種の差別の背景となっている偏見やステレオタイプも含めて差別の問題として包括的に考えたいという人々もいる。
6. ちなみに、本書を通じて「平等」という単語は数えるほどしか出現しないようだ（「不平等」は頻出する）。差別を論じる大前提になるはずの「平等」という価値が十分に分析されていないのではないかという懸念がある。もちろん、「平等」という観念は複雑なもので、機会の平等、結果の平等その他、多様な解釈がありえる。だが、そうした「平等」の解釈なしの「差別」の議論には限界があるように思われる。
7. オールドスクールの倫理学研究者もどきから見ると、おそらくもっとも基本的な「平等」の捉え方は、「同じようなものについては同じような判断を下さなければならない」というシジウィックならば正義の原理と呼ぶものだ。差別、つまり十分な理由のない区別、あるいは等の問題に関連のない特徴による

\*1 ちなみにこの際、米国の法制度の枠組みで立法措置などを考える場合は、日米の法制度の違いなどを意識する必要がある。これらへの言及抜きに、英語圏の「差別の哲学」の表面的なところだけをもちこむと読者が混乱する可能性があるかもしれない。立法の合憲性の審査における厳格審査、きわめて緩やかな審査（minimal scrutiny）、合理性を基準とするテスト（rational basis test）、必要不可欠の利益（compelling interest）、などの概念をおさえておく必要が出てくる。特に、合憲審査が厳格審査になるヘイトスピーチ規制については、米国の憲法制度を説明しないと混乱しやすい。

\*2 さらに一部の広告や性表現もそれ自体が差別表現であるだけでなく差別行為であると考え規制したいという人々もいる。売買春や性暴力も、女性「差別」であると考えられる人々もいる。

区別は、即「おなじようなものについては同じような判断を下すべきだ」という原理に反する\*3。

- たとえばピーター・シンガーは、『実践の倫理』の議論を「(利益に対する) 平等な配慮」という平等の原則からスタートさせて広範な問題をあつかっており迫力がある。彼にとって「差別」はまさにこの利益に対する平等な配慮に反する重大な違反である。人種を理由に人々の利益を平等に配慮しないのが人種差別であり、性を理由に人々を平等に配慮しないのが性差別であり、生物種を理由に苦しむ能力のある動物を平等に扱わないのが種差別であり、それぞれ深刻に不正である。

### 3 差別の定義

- 全体の三分の一が差別の定義が話題である。たしかに言葉の定義は哲学の主要な関心であるが、私見ではあまりに定義にこだわりすぎるのも実質的な議論を混乱させることになりかねない。
- 「差別」の用語法に大きな問題がある。著者達は頻繁に「悪質な差別」「不当な差別」という表現を使うが、この「悪質な」や「不当な」が、英語の形容詞でいうところの制限的用法であるのかがわかりにくい。つまり、すべての差別は不当であり悪質であるのか（その場合は不当な／悪質な「区別」と表現されるべきかもしれない）、あるいは不当でない差別や悪質でない差別があるのかどうかかわりにくい。ここではこれらの「悪質な」「不当な」は、差別はすべて不当であり悪質であるということを再確認しているにすぎないと解釈する\*4。
- 私自身は「差別」を日常的には「当の問題について無関係な、あるいは当の問題については重要でない特徴にもとづいて、(本来同じ権利・資格をもっているべきと考えられる) 人々を区別して扱いを変えること、特に不利益を与えること」程度の意味でもちいており、大学講義等でもそのように説明している（江口の定義）。この私の定義自体は、なるべく記述的・価値中立的になるように配慮している（完全に中立的ではない）。つまり、事情によって「現状ではやむをえない差別」が存在するかもしれないことを暗に認めている。もし「差別」という言葉自体に「定義によって」価値判断や非難の意味を含ませてしまえば、「～差別は不当である／不正である」といった発言がほとんど意味がなくなってしまうし、また「差別を正当化する／合理化する」などの表現も奇妙なものになってしまうかもしれないからである。
- さて、著者達は差別を悪質なもの、不当なものとして定義しようとしている。基本的には差別の不利益テーゼ「差別とは、人々の間の何らかの特徴に基づいて区別をつけ、その一方にのみ不利益を与える行為である」を叩き台にして議論をすめる。「不利益テーゼ」と「標準の定義」や「江口の定義」との大きな違いは、「正当な理由なしに」や「当の問題について重要でない特徴にもとづいて」といった限定が欠けていることで（江口の定義で「無関係／重要でない」としたのは英語では relevant/irrelevant という語で示される概念）、これが意図的なものなのかどうかよくわからない。意図的にこうした限定を消去しているのなら、それはなぜだろうか。

\*3 ちなみに二つのものについて、違いがないなら同じ判断をするべきだ、ということは、もはや道徳性というよりは合理性の基準の一つであるときえ言うことができる。

\*4 著者らが翻訳したヘルマンは「差別」discrimination を原則として記述的に用いているようだ。「差別は記述的な仕方でも、道徳的な仕方でも用いられる……私は、差別するとか差別という語をそれだけで完結した語として用いることは避けようと思う。……煩雑になるかもしれないが……道徳的な意味での差別を念頭に置いている場合には、道徳的判断が明示されるように、法、政策、行為が「悪質な仕方でも差別する (wrongfully discriminate) と言うことにしたい (Hellman, 2008, 訳 16-17)。池田・堀田もこうした注意書きをつけてほしかった。また、個人的な好みでは、wrongful の訳語は「不当」にしてほしかった。また、「悪質な差別」という自分たちの用語法にひっぱられてしまっているところがあるように見える。

- 著者らはヘルマンの議論を気にしているのかもしれない。ヘルマンは「ある特徴が「レリヴァント」あるいは「イレリヴァント」であるという事実もまた、許容可能な差別から許容不可能な差別を区別することに失敗」するからだという。若い女性は育児休暇を取得する見込みが高いという（統計的な）事実は従業員として採用するにあたってレリヴァントかもしれないが、女性を採用しないという方針は許容できない差別（統計差別）だとヘルマンが考えるからである。しかしこのヘルマンの議論はよろしくない。なにが当の問題にとってレリヴァントであるかということそのものが道徳的な判断であって、女性が育児休暇をとりやすい統計的事実をレリヴァントと認めるかどうか争われるべきであって、「差別」の定義から排除する必要はないように思う。「正当な理由」や「当の問題について重要な」という条件・限定のあいまいさが気になるとしても、定義の問題とは独立してどのような条件や理由が、許容される差別を構成するかを別に論じた方が議論しやすいはずである。
- 私にとって著者たちの議論が怪しいものに見えるのは、著者たちは、女性専用車両や AA は差別ではないが、他の統計的差別は悪質な差別である、という判断を疑おうとしていないところだ。また、頭文字差別（名前の頭文字によって一部の人に不利益を与える）を差別ではないと主張したがっているように見えるのも奇妙だ。私の立場では、おそらく頭文字差別もたいての場合差別であり、不利益が大きければ避けられるべきである。女性専用車両やアフーマティブアクションは（記述的な意味では）差別であるが、事情によっては許容されるべき差別かもしれない（おそらく許容されるべきである）。
- 階級、容姿、障害者、言語、性的指向、性的アイデンティティ、学歴、能力、民族、移民、宗教など、それらが重要な局面でそうした特徴をもとに人々を区別して扱うことには問題はない。たとえば障害を負った児童に対して特別に手厚い教育援助をおこなうことに差別だとして反対する人はいないだろう。問題は、ある特徴が関係ないはずの局面でそうした特徴を用いることだ。
- 自分たちが許容できないものを非難し、許容するものを OK にするために言葉や概念をいじろうとする傾向は有害に思われる（最近国内でよく見かける）。差別に代表される道徳的問題について、道徳的直観をもちいることは避けられないかもしれないが、禁欲的であるべきである。議論のための定義は名目的におこなうべきだ。
- 著者らが重要だと考える「歴史的背景」の話はのちに検討する。

## 4 差別はなぜ悪いか

- 著者らは、差別を悪質／不当だとする根拠を四つ考察し、いずれも一長一短だと考える。
  1. 心理状態説：差別者に敵意、嫌悪、偏見、不合理などがある
  2. 害説：差別される側が傷つき苦しむ
  3. 自由侵害説：人権、特に自由を侵害している
  4. 社会的意味説：あとで
- 著者らは言及していないが、少し前まで一般的だった倫理学の教科書的枠組みで理解すれば、害説は帰結主義、自由侵害説はある種の義務論・権利論、心理状態説は徳倫理学と密接な関係がある。社会的意味説は近年流行している言語行為論などは背景にした社会的存在論や社会構築主義の影響を受けたもので比較的目新しい切り口である。
- それぞれの学説の検討や比較はたいへん興味深く哲学的におもしろいものだが、ここではその詳細に触

ることができない。むしろ基本的な疑問をいくつかあげたい。

1. 四つの差別の不正さに関する論拠は排他的ではないはずなので、一つに絞る必要はないように思われる？たとえば「なぜ（罪のない）人を殺してはいけないか」という問いに対してはさまざまなレベルの回答が可能だろう。こうした問いにはどういう倫理学理論でもそれなりの答を用意しているものだ。同様に、「なぜ差別してはいけないのか」に対しても、それぞれの論者が信奉する学説、あるいはもっとも有力だと思っている学説によって答えを提出するだろう。通常こうした意見の対立は、実践的な問いというよりはむしろ理論的関心によるものだ。「殺人はするべきではない」という実践的な結論は同一なので、根拠とする理論的な基盤が異なるとしても実践的にはまったく問題がない。むしろ数多くの独立の根拠から殺人の不正さを示すことができるのは殺人が不正であるということがほぼ確実であり、我々はみなそれに同意しているというしるしである。
2. これに対して「なぜ売買春は不正なのか」「なぜ妊娠中絶は不正か」という問いは別の側面をもつ。ある種の倫理学理論をもつ論者は売買春が不正である理由を提出するだろうが、ある種の論者は売買春や妊娠中絶が不正であることを否定するだろう。これは売買春や妊娠中絶についての規範的・実践的判断が一致しておらず、現在も対立と論争が進行していることを意味する。
3. 差別の問題については、差別が一般にひどく不正であることについては、著者たちがあげている四つの理論では争いが無い。争いがあるのは、AA、女性専用車両、本人が差別されていることに気づかない差別、幼児などまださして選択肢をもたない主体に対する差別などの、差別一般というよりは特殊な差別の是非である。
4. ここで、著者たちが第一章でAAや女性専用車両は差別ではないとしていることと齟齬があるように思われる。著者たちは(1)あらかじめ不正な差別として指摘したい差別のリストを作ってからそれらを（そしてそれらのみを）不正な差別とする理論を探るか、あるいは(2)四つの一般的な差別の理論のどれか一つにもとづき、それらによって許容されるべき、あるいは許容されない差別の分類を受けいれるかすべきではないだろうか？
5. ちなみに、四つの学説のうち害説と自由侵害説のふたつは倫理学では伝統的・標準的で非常に有望な議論であると思われるのだが、その二つがAAに対して厳しい態度をとりがちであることは意識すべきだと思われる（もちろん実践的には、他の事情が考慮されるので、直接的に否定することはない）。AAに対して厳しい態度をとりがちだからこの二つの理論を拒否したい、というのであれば、なにやらあやしげな感じがある。
6. もっとも、差別の哲学の入門として、さまざまな考え方を紹介し、理論的にも実践的にもまだ十分な見解の一致がないことを示し、同時に哲学的な思考のおもしろさを伝え、読者を差別の哲学のディスカッションへ招待する、ということが本書の目的であれば現状で十分成功している。しかし著者たちは本当にそれで満足だろうか？
7. 著者たちは、複数の学説によって不正な差別と認められるものが不正な差別であるとするハイブリッド説と、複数の学説のどれか一つによって不正な差別と認められるものが不正な差別であるとする多元説の二つを検討しているが、ハイブリッド説では過少包摂、多元説では過剰包摂になる恐れがあるとしている。これはかなり奇妙な話であるように思われる。つまるところ、私が見るところでは、著者たちはすでになにを不正な差別とし、なにを許容可能な差別（あるいは差別でないもの）にしたいかをあらかじめ決めてしまっているのだから、自分たちの判断を正当化できるような理論的根拠を提出すべきだろう。いわゆる反照的均衡の手法を使って基礎理論を（恣意的でないかたちで）修正することも可能か

もしれない。(→文末の表 7.5 参照)

8. 「差別」の定義と、差別の不正さに関する理論による過剰包摂が問題になるのは、差別であるか否か、あるいは許容不可能な差別と許容可能な差別のあいだに明確な一線を引き、そこで白か黒かをはっきりさせたいという欲求や動機があるからだろう。しかし一概に差別といってもその不正さ・悪質さ・有害さには濃淡があるのであり、その是正のための緊急度（あるいは困難度）もまたさまざまであることを認めても問題ないのではないか。また一部に曖昧なグレーゾーンが残ることも甘受しなければならないのではないか。先にも述べたように、AA や女性専用車両は一部の人々に不利益を与える差別であるが、いくつものやむをえない理由から当面は甘受しなければならない差別である、と考える方が（そしてその理由を明示する方が）、差別の定義や適応する理論的根拠をいじるよりも生産的ではないだろうか？
9. 第1章で本質定義をしようとしたので話がおかしくなっている。重要な語は名目的に定義して（すなわち「Aとは(Aの本質とは)Bである」の形ではなく「これからはBをAと呼ぶ」の形で定義する）、すぐさま差別はなぜ不正であるかの議論に入るべきだった。微妙なケースやボーダーラインケースはそれぞれ議論するべきで、定義の話にするべきではない\*5。

## 5 社会的意味説と歴史的背景

- 著者らが翻訳したヘルマンの『差別はいつ悪質になるのか』は非常に興味深い議論が展開されており、これからの差別に関する議論に大きな影響を与えるだろう。本書にも影響を与えているのが見てとれ、特に第2章で「社会的意味説」として好意的に紹介されている。
- 私の理解した範囲でいえば、ヘルマンの議論は人々の平等な道徳的価値をもち、各人が平等な道徳的配慮を受ける権利をもつという原則に立脚したものだ。ただしこれはほとんどの倫理学説が認めるところである。
- ヘルマンの議論の独創的な点は、我々の生活のなかで人々の区別は必要であり多くの場合は有益であるものの、それが一部のグループのひとびとを貶め（demean、貶める、卑しめる）メッセージとなりうる場合に不当な差別となる、という一部の人々に魅力的な提案をおこなっていることだ。この立場が魅力的なのは、差別的な扱いを受け、また差別的な発言を受ける被害者たちの尊厳を毀損された感覚、一人前の対等な人間として扱われていないという憤りの感覚などをうまく説明していることだ。つまり、差別を受けるということは単にゆえのない不利益を受けたり、自由を制限されたりするだけではなく、対等な価値と尊厳をもつ人間として扱われていないという感覚を引き起こされることなのだ。
- この立場はかなり目立った特徴がある。(1) 差別の害悪を実際の不利益や権利侵害に限ることなく、さまざまな言論や表現行為にまで「差別的行為」と認定する。(2) 不当な扱いの歴史あるいは現在の社会的不利につながる特徴をもつ人々、すなわち歴史的・社会的弱者・マイノリティに対する区別的処遇（のみ？）を広く不当な差別と認定する。

---

\*5 ハワード・マギーがカール・ポパーの政治哲学を紹介している次の文章を読んでほしい。「社会はけっして完全にはならないのだから「理想的な社会形態とは何か」というような問いを立てることは、机上の空論である。実際ポパーは、一般に「……とは何か」という問いは無用だと断言する。「重力とは何か」とか「生命とは何か」という問いが科学の進歩に何の役割も果たさないと同じく、「自由とは何か」とか「正義とは何か」という問いは、政治の進歩に何の役割も果たさない。……定義づけ——こうした「……とは何か」という問いを用いること——によって実在の本質をとらえようとする魔術まがいのやり方に、ポパーは「本質主義」の烙印を押した。……本当に重要な問いは、「こうした状況においてわれわれは何をなすべきか」とか「あなたの提案は何か」というような問いである。このような問いの答に対しては、われわれは実り豊かな議論や批判をすることができる。そしてその際、もしそれらが議論や批判に耐えれば、実地に試される。提案でないものは、まったく実践に移しようがない。」マギー (2001)

- 問題は、(著者たちも指摘しているように) ヘルマンの言う「貶価」が実際にどのようなものか、それをちゃんと判断することはできるのか、その基準はなにか、ということである。私見では(そして著者たちもおそらく同意するであろう) なにが「貶価」となるかということは解釈者の解釈に依存し、はっきりしたことを言うことはかなりむずかしいだろう。たとえばあるカジノが女性従業員にメイクを要求し、男性にはメイクを禁じたときに(ヘルマン p.50)、これが女性に対する貶価になっているのかどうか私にはよくわからない。今後の研究を期待する。
- 著者たちは、差別とは歴史的に不利だった人々、歴史的に抑圧されて来た人々に対する、不利益を与える行為である、といった定義をおこなったらどうだったろうか。また差別が不正なのは、歴史的な集団的不利益や集団的抑圧を強化したり維持したりするからだ、で押すという選択肢はなかったらどうか。こうなると、社会的な強者/弱者というものはそんなに簡単に定まっているのかどうか、誰が弱者/強者であるのか、といった議論が生じることになるが、それは実はこれからおこなうべき議論かもしれない。

## 6 差別と偏見、そしてマイクロアグレッション

1. 差別の背景には無知や偏見、それに各種の心理学的バイアスがあり、これらは差別の一部としても論じられるが、哲学としてはできるかぎり別個のものとして扱ってほしい。
2. 統計的差別(ヘルマンのいう「合理的差別」「効率的差別」)の問題はむずかしい。著者らは統計的差別を典型的な悪質な差別とするが(この点についてはほぼ同意する)、女性専用車両もけっきょくのところは痴漢をおこなうのは統計的に圧倒的に男性であるから専用車両が必要だと考えられているということは否定できない。また、男性を潜在的な痴漢としてあつかっているという点で、差別の社会的意味論によっても demean していると言えるだろう。どのような統計的事実を考慮に入れることは正当で、どのような事実をもちだすことが不当であるのかはより詳しく論じてほしい。
3. ステレオタイプ思考の問題についてさほど論じられていないのは意外だった。
4. わかりやすい明示的差別(overtly discrimination)に比して、忌避的(回避的)差別はやはりむずかしいところがある。はたして「差別」という言葉をつかうことが適切なのかも含めて、今後の議論に期待したい。
5. 「マイクロアグレッション」という概念の擁護には不安を感じる。少なくともその多くは(無神経な発言かもしれないが)意図的な攻撃ではないにもかかわらず、「アグレッション」というラベルを貼る必要があるだろうか?
6. 映画 *The Hate You Give* での「肌の色は見てない」というボーイフレンドの発言を「アグレッション」と呼ぶのはいかにもやりすぎであるように思う(脚本の解釈はさまざまな可能であるとしても)。また筆者たちは、この概念とさらに「被害者非難」を結びつけることで、ある人物が攻撃と感じた発言はすべて攻撃であるという危険な発想へ近づいている。
7. マイクロアグレッション概念を否定や非難するつもりはないが、その危険性についての懸念は Lukianoff and Haidt (2018) や Campbell and Manning (2018) などを参照。ルキアノフとハイトは、マイクロアグレッションという発想が人々をさらに「被害」に敏感にし、認知をネガティブに歪め、人々の分断を強めてしまう危険があると警告している\*6。Sue (2010) があげている、アジア系アメリカ人に対し

\*6 我々の認知はネガティブに歪みやすく、それが自尊心や対人関係の問題をもたらす。よくあるネガティブな認知の歪みとして、マ

て「英語うまいですね」と言うことが「君はアメリカ人ではない」というメッセージになる、という例は、実際に婉曲な攻撃が意図されている場合もあるかもしれないが、マインドリーディングのしすぎの場合もあるだろうし、発言者はごく狭い範囲で生活していて経験が足りなかつたのかもしれない。電車のホームで他人とぶつかってしまうことは無作法ではあるかもしれないが攻撃ではない。せめて「アグレッション」ではない別の言葉を探してみてもどうだろう。

8. ヘルマンが言うように「人々の間に区別を付け、結果としてその人々を異なる仕方で扱うことは時として必要であるし、しかもたいいは望ましい」。差別やその是正措置に関して、(逆)差別的行為を正当化する上で、「目的合理性」「合理的な配慮」などのキーワードが出てくるはずで、実践的な問題(たとえば女性専用車両)を考える上でそうした概念の分析がほしかった。
- 議論のためにあえて批判的に書いたが、本書は明快な好著であり、哲学的にもたいへんおもしろい。ぜひ議論が広がることを期待している。
  - 本書ではおもに人種差別と性差別が具体例としてとりあげられることが多かったが、動物差別や老人差別、胎児差別、脳死者差別、ルックス差別、身長差別、女性差別としてのポルノ、風俗業差別など話題になって一般読者の関心をひいている「差別」は多い。ぜひ今後具体的な事例を議論してほしい。

## 7 おまけ：細かい議論

### 7.1 セクシュアル／ジェンダーハラスメントは差別か

- 通常の対価型・強要型セクハラが(直接に)「差別」だという話は私にはわかりにくいのだが、著者らはそれをほぼ当然視している。「セクシュアル・ハラスメントなのだから、この場合は当然、性差別の一種だと思えるでしょう」p.67。少なくとも私には当然ではない。著者らは男性上司から女性部下へのセクハラは女性差別だが、女性上司から男性部下へのセクハラは男性差別だとは感じられにくいというのだが、それは単なる著者らの直観や先入観ではないか。
- 著者らはセクハラ他に、「ジェンダー・ハラスメント」を別に設定する。「性別に関係する不快な言動」を指す。たとえばお茶汲みコピーとりを女性だけにやらせる\*7。セックスや性欲には直接かかわらない、ということだろう。OK。しかし、男性に対する「男のくせに」「我慢しろ」「男なんだから妻子を養うのが当然だ」などの言動はジェンダー・ハラスメントではないという。「男性がジェンダー・ハラスメントの被害者になる場合でも、ジェンダー・ハラスメントが男性と女性に対する非対照的な役割などを押し付ける言動である以上、それが性差別だと言えるのは女性に対する差別だけだと考えられる」p.72。私には理解しにくい。
- かなり奇妙なので引用しておく。

---

インドリーディング(他人の心の勝手な読みすぎ)、感情的推論(「私が不快を感じたのだからあいつは悪いことをした」)、「べし」思考(～は～を言うべきではなかった)、心の色眼鏡(あらかじめある思いこみを通してものごとを見る)、ポジティブなもの無視、などが典型例としてあげられる。認知行動療法のプラクティショナーはそうした思いこみを事実と論理に照らして再確認することを患者に求めるのだが、そうした推奨まで「被害者非難」ということになってしまう。パーンズ(2005)

\*7 こんなものが現在の一般企業に残っているのかどうか……



……「これらの「男らしさ」を男性と見なされる人に求めるのは、それ自体が女性差別を維持する仕組みの一部になっているからです。たとえば「男なんだから画面しろ」とか男がくよくよするななどは、男性のほうが女性よりも強くかえればならない、という考え方が前提になっています。この背景には、女性は男性よりも強くあってはならない、という考え方があるでしょう。ここでの「強さ」は、男性が行為の主導権を握り、女性は男性を下支えする役割だということを自明視するような言動に支えられ、またそれらの言動を支える機能をもっています。それに対して「女らしさ」を要求する場合には、女性のほうが男性よりも主導的な立場にあるべきだという考えは明らかに含まれていません。むしろ、男性よりも女性は控え目であるべきだという考えことが示されています。(pp.71-72)

- 男性に「男らしさ」をもとめるのは女性より上位にするためだ、という発想はあやしい。「女性は男性よりも強くあってはならない」という発想もあやしい。「男らしさ」や「女らしさ」といったものは、そんなふうに分けて男女のグループを分けて男性グループが上位にあるためのものなのだろうか\*8。私にはわからない。「男／女らしい」が「強い／弱い」「支配／従属」「主導／サポート」などに還元されてしまっているのも奇妙な感じがする。筆者らのなんらかの（他の人々と共有しにくい、少なくとも私とは共有していない）先入観が入っているのではないか。

## 7.2 ヘイトスピーチと差別語

- 「ヘイトスピーチが（悪質な）差別であることは広く認められている」（p.51）。「哲学においてはスピーチというものはそれ自体一つの行為である」（p.52）。「単なる言葉だからといって、道徳的問題や法的責任を免れるわけではない」（p.53）。「スピーチを行為として見てみるなら、なんでも言ってよいという風に私たちが捉えているわけではない」（p.54）。「ヘイトスピーチはそれ自体が差別発言であるだけでなく、差別を扇動する発言だとされている」（p.54）。（差別の扇動であるために）「現実のヘイトスピーチはすべて、既存の差別を前提にして、その力を借りている」「ヘイトスピーチが単に既存の差別を助長するだけには止まらず、未来に向けて強化したいする、それ自体差別を作り出す行為である」。「ヘイトスピーチは他の差別と同じ程度に悪いと言えるのでしょうか。……この問いに対する答えは、差別を何が悪くしているのか、という、次章で扱う考察によって変わってきます。」 p.64
- この場合の「差別」は「悪質な差別」であるだろうが、その場合の悪質な差別の定義はなにか。また制度的に明確な差別よりは、ヘイトスピーチのような差別的言論や発言が著者らの主要な関心であることは一冊を通して明確だと思われる。社会的にも、差別的だとされる言論や表現が問題になっている。しかし、ヘイトスピーチの不正さを直接主張しているところは見あたらない\*9。いったい著者らはヘイトスピーチがどのような理由にもとづいて、どのくらい悪質だと考えているのか。たとえば法的な罰則つきでの規制が必要なほど不正で悪質なものだと考えているのかははっきりしない。
- 「差別語とは、……単語だけで特定の人々を指し示し、かつその人々を貶めるような意味をもつような

\*8 男女「らしさ」が、異性から好意的な評価や好意を受けるための特徴であり、また同性から評価されるための基準である、という話ならわからないでもない。

\*9 実はヘイトスピーチを自分たちで定義しているところも見つからない。ヘイトスピーチは、差別的な発言なのか（そしてその場合の差別はなにか）、あるいは差別を扇動するといえるような（差別的）発言なのかぐらいははっきりさせてほしい。

言葉」p.58 「差別語には、さまざまな差別的信念と差別の実態がその一言で表現され、しかもその自体を既成事実として受け入れさせる働きがある」p.61。

- これらはOK。しかし、これらの議論がなにをしようとしているのかがわかりにくい。差別や差別的表現、差別語、侮辱、侮蔑語、その他の偏見的な発言、いじめ発言などが、被害者に与えるダメージの話をしていると考えるとわかりやすい？実は制度の話ではなく、私たちの言論・表現、・「人を傷つける言葉」の話をしてしようとしているのではないか？これは社会的に非常に重要で、また哲学的にも興味深い分野なのだが、言葉の話をするのであれば、それを制度的や扱いの差別といっしょに論じるよりは、言葉、発言、表現の問題なのだと独立させた方がわかりやすかったのではないかと思う。（しかしいっしょに論じたいというのもわかる）
- 一方、「いじめと差別」の節はおもしろい。この節はするどい観察を含んでおり、差別と各種のいじめとのあいだに見ている共通点、それが一方的なものであり、不平等な持続的な関係の上でおこなわれる、という指摘はおもしろい。むしろ著者たちは、差別をいじめやハラスメントに類する、力の差のある関係でおこる被害と攻撃として見ているということがわかる。（しかしそれなら男らしくないのに「男のくせに」と言われつづけている男子も差別されていると言ってよさそうなものだが……）
- 本書の基本的な発想は、差別の問題を、その不当さの説明としての害説や自由侵害説のような伝統的・わかりやすいものを超えて、社会的意味説（あるいはメッセージ説）のようなものから説明し、同時に差別的言論や表現から日常的なマイクロアグレッションのような人を傷つける言葉にまで「差別」概念を拡大し、同時にそれらの不当さ・悪質さを指摘して弱者を保護し、社会的正義（つまりなんらかの平等）を実現したい、というものだと言った。これは有望な方向だと思う。ただし、制度や扱いではなく、表現の問題を考えるならやるべきことはまだまだ多い。

### 7.3 害説と自由侵害説

- 害説はごく明快な基本的な立場で、その解説も特に差別問題に限定されない利益や危害、ウェルビーイングに関する一般的なもので、倫理学入門によいだろう。
- 難点としてあげられている「害なき差別」の議論にはキズがあるように見える。親や教師が女性には高等教育はいらないと考えていたために大学進学をすすめられず、大学に行かずに主婦になって満足しているデボラの事例では、(1) 明確に差別といえるものが実際にはない。またもしなにか差別的な扱いがあって、大学に行かなかったことがデボラに（本来享受できたはずの教育や教養やポスなど）損害を与えていると考えられるのなら差別があったと言って問題ないだろう。そしてそもそも制度的な差別の問題は、こうした個別の事例で判断すべきものなのか？さまざまな選好をもった多くのデボラたちの話なのではないか？
- 客観的リスト説まわりの話もわからない。福利（ウェルビーイング）を欲求充足に求めようが、客観的価値に求めようが、害は害なのでは？その意味で、自由侵害説も、自由（あるいは権利）の侵害を害だと見なすわけであって、害説と自由侵害説を分ける意味が私にはもうひとつよくわからない。「害」を狭く、不快、苦痛、欲求不満などの主観的な害悪・福利低下に解釈したかったか？それならば、害説と自由侵害説を、それぞれ「主観的福利の低下」と「権利の侵害」と表現した方が理解しやすかったかもしれない。
- 自由侵害説（あるいは権利侵害説）の解説では、のっけから「人権」が出てくるが、「人権」でなにを言

おうとしているのかは説明するべきだ。我々にとって重要な「自由」が、単なる形式的なものであってはならないという主張にはもちろん同意する。

- 144 頁で（私にとっては）重要な「規範的に外在的」というキーワードが登場する。これは重要であり、害説や心理状態説（意図説）においても重要なはずである。なぜこの自由侵害説でしか言及されないのかわかりにくい。
- ちなみに、信仰によって客を拒否するクリスチャンレストランとムスリムレストランがそれぞれ差別的であるのは、我々がレストランは宗教的信条によって客を選ぶべきではないと考えているからだ。そしてそれは、仮にムスリムレストランがかなりの少数派だとしても変わらないように思われる。モスクとキリスト教教会がそれぞれの信者以外を拒否するのは（おそらくふつうは）問題ないと考えられるだろう。差別が不正であるためには、単に誰かの自由を制限するだけではなく、当の問題に関係ない特徴（規範的に外在的な特徴）によって自由を制限するからだと考えられる。
- 自由侵害説の難点としてあげられる AA が一種の差別であることは先に指摘した。二つめの十分な知的能力をもたないために選択の自由をもたないと考えられる存在者（赤ちゃん、胎児、痴呆症老人など）については、「選択の自由」のみを人々が平等にもつべき権利（人権）として考えてしまうために生じている。自由だけが我々が平等にもっている権利ではないということで、もっと広い範囲での平等な権利を侵害していると考えべきだということではないか？
- 害説と自由侵害説のふたつは明確であり、それぞれなにを差別とするかもさほど大きな違いはない。著者らの批判も深刻なものだとは言にくいように見える。ポイントは「害」を主観的にとらえるか、客観的にとらえるかの点にあるが、この主観的な害と客観的な害は、我々の日常生活ではほぼ一致するのではないかと私は考える。主観的害悪にしても客観的害悪（権利侵害）にしても、AA のようなものを「差別」であると認めてしまえばほとんど問題はなくなる。著者たちが反照的均衡の手法をつかおうとしているのなら、自分たちの直観にあわない理論に不満を感じて却下したり修正したりするだけでなく、理論にあわない自分たちの直観も修正するべきではないか？

#### 7.4 社会的意味説ふたたび：「貶価」のあいまいさ

- くりかえしになるが、ヘルマンの「貶価」demeaning、「貶め」による差別の説明はたいへん興味深い。それは我々が差別という問題について考えるときのコアの部分をつしかにとらえている。我々が「それは差別だ」と言いたいとき、それは自分（たち）が対等な存在であると認められず、自分たちの尊厳が傷つけられている感覚がある。
- おそらく「ポルノグラフィは女性差別だ」「女性を緊縛して見世物にするのは女性差別だ」「買春は女性差別だ」といった非難がおこなわれてるとき、女性たちが（モノ／人間以下のもの／男性と対等でないものに）貶められている、という感覚があるのだろう。
- ただし、すべての人間に平等な権利があると認めること、対等な存在としてお互いを認めることは、ほとんどどんな倫理学理論でももっとも根底的なものとして認める大前提である。ヘルマンや社会的意味説独特のものではない。
- ヘルマンのような立場の問題は、こうした貶価／貶めが、いったい存在論的にどのようなものかよくわからないことだ。ある人が他の人を自分と同じ道徳的／非道徳的価値をもたないものと見てそれを発言するときに、その「劣位に置く」という行為の結果はどこに生じているのだろうか？ある男性がある女

性を貶める発言をすると、その女性は実際に道徳的／非道徳的な地位が下がるのだろうか？それともまわりの人々はその発言を聞くことで、その女性の地位が下がったと判断するのだろうか？社会や人々を男／女、強者／弱者、支配グループ／従属グループ、マジョリティ／マイノリティと二分して考えるしかたにも違和感がある。一連の、言語哲学に関心をもつフェミニストたちによるポルノ批判を読んで、私はここらへんがもうひとつうまく飲みこめていない。

- 著者らが「パターン化」にこだわる理由もわかりにくい。163頁であげられる韓国人女性の被害経験はたしかに一連のパターンを示している。しかしそれがパターン化されているということが、道徳的な不正さを十分に説明するものだろうか？学級委員長に男子を男子だからという理由で選ぶのは差別である。セクハラや痴漢は性的暴行である。「女の子のくせに気が強すぎる」と非難されるのもおそらく偏見にもとづいた非難である。女性の抑圧がパターン化されていることはその不正さを強化する。しかしパターン化されているから差別になるわけではないように思う。それがゆえのない差別や偏見による被害だからだ。
- こうした曖昧さが、差別を制度や扱ただけでなく、表現や思想にまで踏みこんで考えたいときに気になることだ。ぜひ研究をすすめてほしい。

## 7.5 最終章・あと書き部分

- 学会である参加者が「フェミニズムとは要するに女性の社会進出の思想だ」と発言。「このような定型文句は明らかに、フェミニズムの著作を読んだことによって得られたのではなく、メディアが流すステレオタイプ化されたイメージから来ているでしょう」(p.264)。偏見ではないか。確認した方がよいのでは？

「これが差別なら、あれも差別だということになりますよね」とか「これが差別じゃないなら、あれも単なる区別ですよ」という（一見、哲学的？な）仕方で、拾いすぎたり拾わなかったりすることが、悪質な差別を単なる区別に引き下げたりする……そうした悪質さの軽視に抵抗したい」(p.269)。

……「哲学カフェで哲学的に考えよう」とした結果、このように差別を再生産する発言は生じますし、その発言は参加者の誰かを傷つけているでしょう。しかし、本当の差別の哲学はそういう言動に陥ることへの抵抗の運動であるべきだと思います (p.270)

- 言いたいことはよくわかるが、このタイプの議論（AがBなら、Cはどうだ？）は（まじめにおこなっている場合は）非常に重要な試金石になるので、一方的に「差別の再生産だ」として簡単に退けることは哲学的な態度ではないと私は考える。

## 参考文献

Campbell, Bradley and Joson Manning (2018) *The Rise of Victimhood Culture: Microaggressions, Safe Spaces, and the New Culture Wars*: Palgrave Macmillan.

- Hellman, Deborah (2008) *When is Discrimination Wrong?*: Harvard University Press, (デボラ・ヘルマン (2018) 『差別はいつ悪質になるのか』, 池田喬・堀田義太郎訳, 法政大学出版局) .
- Lukianoff, Greg and Jonathan Haidt (2018) *The Coddling of the American Mind: How Good Intentions and Bad Ideas Are Setting Up a Generation for Failure*: Penguin Press.
- Sue, Derald Wing (2010) *Microaggressions in Everyday Life: Race, Gender, and Sexual Orientation*: Wiley.
- 池田喬・堀田義太郎 (2021) 『差別の哲学入門』, アルパカ.
- バーンズ, デビッド・D (2005) 『フィーリング Good ハンドブック: 気分を変えてすばらしい人生を手に入れる方法』, 野村総一郎監訳, 星和書店.
- ヘルマン, デボラ (2018) 『差別はいつ悪質になるのか』, 池田喬・堀田義太郎訳, 法政大学出版局.
- マギー, ブライアン (2001) 『哲学と現実世界: カール・ポパー入門』, 立花希一訳, 恒星社厚生閣.

表 1 差別の不正さに関する学説の特徴 (p.173)

四つの説の特徴のまとめ

特徴 説	利点	扱いやすい事例	難点	扱いにくい事例
心理状態説	強固な直観のある部分に合致している。単純さ。	アフーマティブ・アクションや女性専用車両はどんなに不利益があろうが悪くはない。被差別者が気付かず影響を受けていなくても、差別者の心理状態に即して悪いと言える。	「差別するつもりがなかった」という自己申告を覆せない。	間接差別や統計的差別の悪を説明できない。
害説	差別はほとんどの場合、被差別者に多大な害を与えるという事実に基づいている。	間接差別や統計的差別の悪についても説明できる。	「本人が差別されていることに気付いていない」ようなケースは除外されてしまう。	アフーマティブ・アクションなどを典型的な人種差別と同じように判断してしまう。「害なき差別」を扱えない。
自由侵害説	法的枠組みに合致している。被差別者が実際に感受したり経験したりする苦痛に依拠しなくても、本人の自由が侵害されているかどうかを問題にできる。	キムさんの事例のように、一個人が経験する差別の諸側面を丁寧に扱える。	自由な主体という前提が狭すぎる。	アフーマティブ・アクションと典型的な人種差別などを区別することができない。
社会的意味説	特定の集団の歴史的・社会的な地位の重要性を把握できる。	アフーマティブ・アクションと典型的な人種差別の違いを説明できる。	考慮すべき事柄が多い。	「初めての差別」、これまで誰も気付かなかった差別の悪を説明することは困難